

笠間市森林整備計画

計画期間

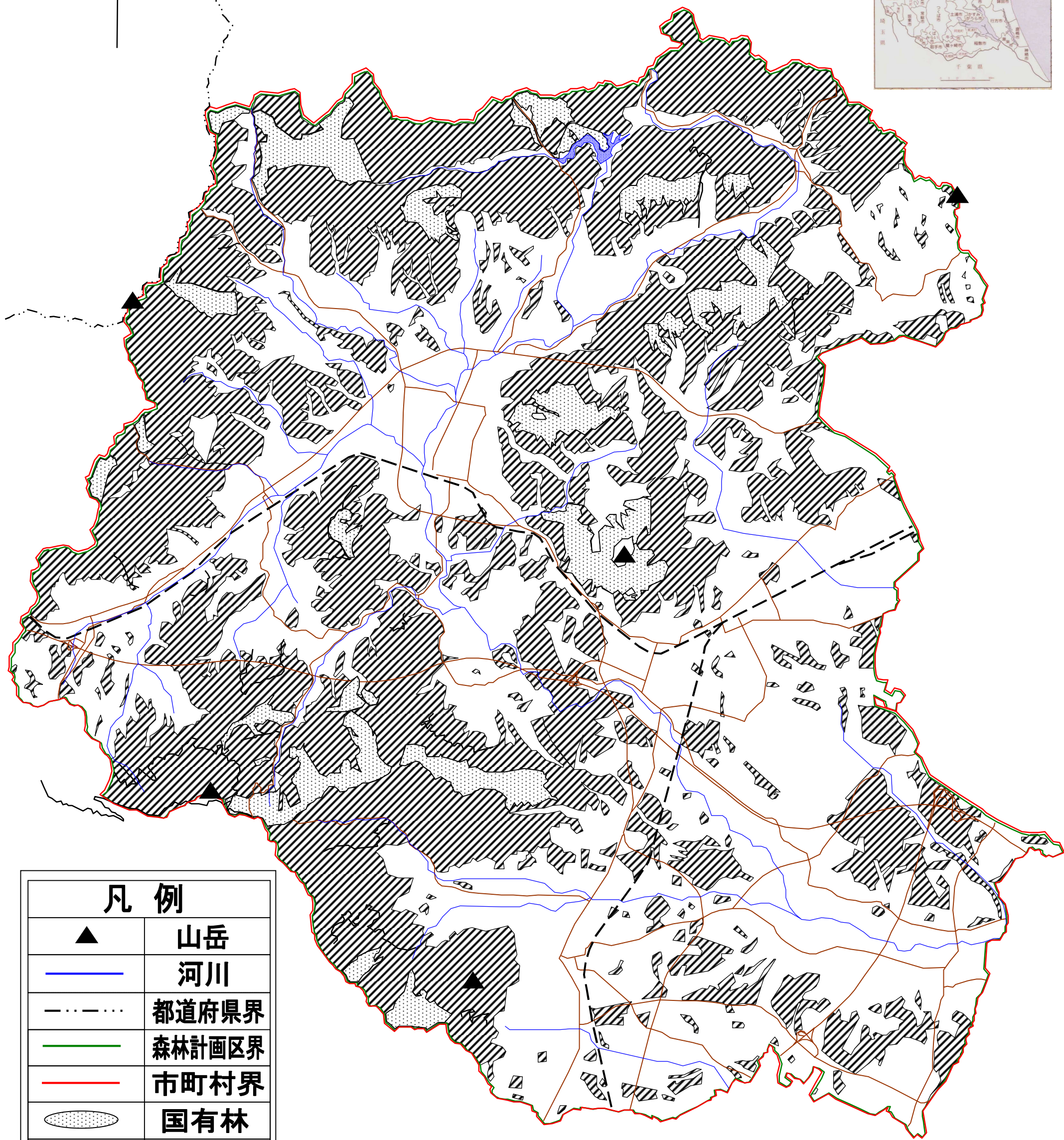
自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日

茨 城 県

笠 間 市

笠間市森林計画位置図



凡 例	
	山岳
	河川
	都道府県界
	森林計画区界
	市町村界
	国有林
	民有林
	高速・国・県道
	林道
	鉄道

縮尺:5万分の1

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	具体的取組事項	1
4	森林施業の合理化に関する基本方針	7
II	森林の整備に関する事項	7
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	7
1	樹種別の立木の標準伐期齢	7
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	7
3	その他必要な事項	8
第2	造林に関する事項	9
1	人工造林に関する事項	9
2	天然更新に関する事項	10
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	11
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は 造林をすべき旨の命令の規準	12
5	その他必要な事項	12
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐 及び保育の基準	12
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	12
2	保育の種類別の標準的な方法	14
3	その他必要な事項	14
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	15
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	15
2	木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 及び当該地区内における施業の方法	15
3	その他必要な事項	16
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	18
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	18
2	森林の経営の受委託による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	18
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	18

4	森林経営管理制度の活用に関する事項	1 8
5	その他必要な事項	1 9
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	1 9
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	1 9
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	1 9
3	共同して林業施業を実施する上で留意すべき事項	1 9
4	その他必要な事項	1 9
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	1 9
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	1 9
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	2 0
3	作業路網の整備に関する事項	2 0
4	その他必要な事項	2 0
第8	その他必要な事項	2 1
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	2 1
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	2 1
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	2 2
Ⅲ	森林の保護に関する事項	2 2
第1	鳥獣害の防止に関する事項	2 2
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	2 2
2	その他必要な事項	2 2
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	2 2
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	2 2
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	2 3
3	林野火災の予防の方法	2 3
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	2 3
5	その他必要な事項	2 3
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	2 3
1	保健機能森林の区域	2 3
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	2 4
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	2 4
4	その他必要な事項	2 4
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	2 4

1	森林経営計画の作成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	24
2	生活環境の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	25
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項・・・・・・・・・・	25
4	森林の総合利用の推進に関する事項・・・・・・・・・・	25
5	住民参加による森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・	26
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項・・・・・・・・	26
7	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・	26

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、茨城県の中央部に位置しており、北西部に八溝山系が緩やかに連なる丘陵地帯で、南西部には愛宕山が位置し、北西部から南東部にかけ概ね平坦な台地が広がり、本地域の中央を涸沼川が北西部から東部にかけて貫流し、気候は、夏は気温も湿度も高く、冬は乾燥した晴天の日が多い太平洋型の気候で、平均気温は13.8℃、年間降水量は1,383mmである。地質は、一般的には関東ローム層とよばれている更新世の火山灰層が広がるが、丘陵地帯では、中・古生代の硬岩が見られ、土壌は褐色森林土が分布し、スギ及びヒノキの造林適地となっている。また、笠間県立自然公園（佐白山周辺、仏頂山周辺）、吾国愛宕県立自然公園（吾国山周辺、愛宕山周辺）が指定されており、近隣住民の憩いの場として利用されている。

本市の総面積は24,040haであり、森林面積は43.9%を占め、10,545haに及ぶ。民有林面積は9,119haで、そのうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は4,506haである。

民有林の人工林率は49%を占めるが、長期的な木材価格の低迷に加え、林業労働者の高齢化と後継者の不足等から生産が停滞しているなかで、伐期を迎えた林分も多いことから、適切な森林整備を図るとともに、計画的な伐採を推進することが重要である。このほか、花粉発生源対策を加速するため、発生源となるスギ等の人工林の伐採・植え替え等を促進する必要がある。

2 森林整備の基本方針

笠間市第2次総合計画に基づき、森林環境譲与税の活用による森林の適切な維持管理と林業経営体の育成を推進するとともに、ゼロカーボンシティの宣言と連動したカーボンニュートラルの実現に向け、二酸化炭素の吸収源である森林の計画的な適正管理を検討する。

そのため、主伐や間伐の推進による成熟した森林資源の利用を図りながら、効率的な再造林の推進や広葉樹植栽による林相の改良などに取組み、森林の適正管理を促進し、CO2吸収源の確保を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持強化を図る。

併せて、地域資源であるしいたけなどの特産林産物を活用した山村振興、公共建築物等への市産材及び県産材の利用促進などに重点的に取り組むこととする。

3 具体的取組事項

(1) 森林整備の推進

【現状】

○市内の森林資源は、充実し利用期を迎えているが、同時に花粉の発生源にもなっ

ている。

○一方で、所有形態は小規模・零細な森林所有者が多く、その所有者は林業に対する関心が低い状況にある。

○林業従事者の後継者不足等による木材生産の停滞や森林の管理不足の課題、頻発する山地災害などに対応するため、連携事業を実施し、森林の公益的機能の発揮や地域森林・林業の発展に寄与することを目的に、本市、桜川市、城里町、笠間広域森林組合の4者で連携協定を締結した。

【課題】

○スギ材をはじめとした木材生産を積極的に進めつつも、森林経営に向かない人工林等については、針広混交林化を進めるなどし、公益的機能が十分発揮されるよう適正かつ計画的に整備を進める必要がある。

○林業を地域の産業として自立したものにするため、森林施業の集約化推進及び、路網整備や高性能林業機械の導入促進により低コスト化を図る必要がある。

○林業従事者の減少に歯止めをかけるため、林業を志す者に対する研修の実施、安全装備や林業機械の導入促進などにより、林業担い手の確保を図る必要がある。

【対応策】

○国や県の補助事業等を活用し、主伐や間伐の推進による成熟した森林資源の利用と花粉発生源対策を両立するとともに、効率的な再生造林の推進を図る。再生造林に当たっては、花粉の少ない苗木の植栽を推進する。

○「森林経営計画」の作成を推進するほか、「伐採及び伐採後の造林の届出制度」等を適正に運用し、計画的な森林整備を確保する。

○国有林との連携による「森林共同施業団地」や「公益的機能維持増進協定」の活用、森林経営の受委託の一層の推進を図る。

○林道等の路網整備の推進を図る。

○関係機関と連携し、労働力の育成・確保に努めるとともに、事業者等への高性能林業機械の導入を支援する。

○林地台帳等を活用し、森林所有者や経営体等が行う施業の集約化、境界の明確化等を支援する。

○4者協定に基づく事業を実施することで、森林の公益的機能の発揮や地域森林・林業の発展に寄与する。事業の財源には森林環境譲与税を充てる。

（2）木材利用の促進

【現状】

○周辺地域での木質バイオマス発電所稼働によるチップ需要の増加等、木材需要は多様化してきているが、市民の木材活用意識は低い状況にある。

○市内の製材所では、木材流通の合理化として原木直送による低コスト化の取組が行われている。

【課題】

○未利用間伐材の活用方法を含め、木材を地域で使う「地産地消」を進める必要がある。

○地域内における川上から川下までの流通合理化によるコスト削減を推進する必要がある。

【対応策】

○市産材を用いた住宅などの建築を支援する「笠間市産木材利用促進事業」等の事業を推進し、市民に対し木材利用の意義について普及啓発を図る。

○市が定める指針に基づき、市の公共建築物等における木造化・木質化等を推進する。

(3) 特用林産物の生産振興

【現状】

○本市のしいたけをはじめとする原木きのこの生産については、農家の副収入源として、また、広葉樹を原木として有効に活用することにより、里山林の適正な環境が確保されてきた。

【課題】

○東京電力福島第一原発事故による放射性物質等の影響により、原木林として利用することが難しい状況となっている。

○広葉樹林が放置されることによる病虫害発生など、里山林等の荒廃が懸念される。

【対応策】

○関係機関と連携し、市内広葉樹林の更新や放射性物質量の把握に取り組みながら、原木しいたけ生産の再生に取り組む。

(4) 空間としての森林資源の利活用

【現状】

○市内には、「笠間」、「吾国愛宕」の県立自然公園があり、すぐれた自然の景観により、市内はもとより近隣住民にも保健、休養の場を提供している。

【課題】

○区域内の森林は、必ずしも整備が行き届いているとは言い難い状況にあり、歩道や標識類を含め、保健文化機能の維持増進を図るための整備を推進する必要がある。

また、近年被害が拡大しているカシノナガキクイムシの媒介によるナラ枯れ被害が発生している。

【対応策】

○自然公園等におけるイベント等を企画・実施する。

○関係機関と連携し、保健文化機能の維持増進、利用者の安全を確保するための歩道や標識類等の整備を推進する。

○ナラ枯れ被害木の伐採・燻蒸処理を実施する。

(5) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能に望ましい森林資源の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり、特有の生物が生育・生息している溪畔林。
木材等生産機能	材木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(6) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を図ることとする。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の加速化、放射性物質の影響等にも配慮する。

また、森林の有する各機能を高度に発揮するため、適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保

護等に関する取組を推進することとする。

さらに、森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図るものとする。

森林の有する機能ごとの森林整備及び森林施業の基本方策

森林の有する機能	森林施業の基本方策
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、

	風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることを目指すこととする。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮し、適切に保全することとする。

木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。
---------	---

4 森林施業の合理化に関する基本方針

水戸那珂地域森林計画で定める「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項」等を踏まえ、森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を茨城県、林業経営体と共に連携して推進するとともに、林業従事者の育成・確保、高性能林業機械の導入、木材の生産・流通における効率化等を推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種				
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	クヌギ	その他 広葉樹
本市全域	40年	45年	35年	15年	15年

（注）標準伐期齢は、水戸那珂地域森林計画の指針に基づき立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、

気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材績にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては、40%以下）であるものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、水戸那珂地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区分	樹種名
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、ケヤキ、ナラ、カエデ

(注) 上記以外の樹種を植栽する場合は、林業普及指導員又は笠間市農政課に相談すること。
苗木については、花粉の少ない苗木の増加に努めることとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	植栽本数(本/ha)
スギ	中仕立	3,000～3,500
	疎仕立	2,000～3,000
ヒノキ	密仕立	3,500～4,000
	中仕立	3,000～3,500
	疎仕立	2,000～3,000
マツ	密仕立	5,000～6,000

(注) 上記の範囲を超えて植栽する場合は、林業普及指導員又は笠間市農政課に相談すること。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	地拵えは、「全刈り地拵え」又は「筋刈り地拵え」とする。 「全刈り地拵え」の場合、伐採木の枝条や刈り払い物を山腹の適当な場所に集積するか、谷側に巻き落とすことにより、植え付けの際の障害物を全面的に取り除くものとする。谷筋への巻き落としは、最も肥沃な沢沿い地を埋めないように留意する。 「筋刈り地拵え」は、伐採木の枝条や刈り払い物を斜面に一定間隔に筋状に整理することにより、表土の流出防止を図るもので、平坦地または傾斜地では、作業の効率化のため、等高線上の横筋に配列し、急傾斜地では枝条の移動による損傷を防ぐため縦筋に配列するものとする。 また、地力の低下が著しいと考えられる場所には、雑草木類や末木枝条を散布する「枝条散布地拵え」とする。
植付けの方法	苗木は、目的、植栽地の条件(気候・地形・地質・土壌等)に適した樹種又は品種を選定し、植付け前は苗木を風当たりの少ない日陰に仮植し、また、仮植から植付けまでの苗木の移動においては、根に強い光線や風を当てないようにして乾燥に十分注意するものとする。 植付けは、無風の曇天又は降雨直後に行い、晴天が続いたときは降雨を待つて植え付け、かつ、植付け後は、苗木の根の周りを落葉やその他地被物で覆い、乾燥を防ぐようにするものとする。 また、伐採後速やかに造林を行う一貫施業やコンテナ苗の導入等による低コスト再造林を推進するものとする。

植栽の時期	植栽時期は苗木の成長開始前の４月上旬から４月下旬の春植えによるものとする。 しかし、乾燥の激しい時や、農作業等との競合による植付け労務の不足などやむを得ない場合は、秋植えとする。 ただし、秋植えは、地上部の成長が休止し、根部の成長が続いている９月下旬から１０月上旬に行うものとする。
-------	--

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、３に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内とする。また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を超えない期間とする。

２ 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

（１）天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カヤ、モミ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、シラカシ、オニグルミ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、イロハモミジ、イタヤカエデ、クリ、ケヤキ、アカシデ、イヌシデ、スダジイ、タブノキ、ホオノキ、ミズキ等

（２）天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものを、期待成立本数に１０分の３を乗じた本数以上となるよう成立させる。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高については、地域の植生等を勘案して定めるものとする。

樹 種	期待成立本数
全 樹 種	１ｈａ当たり１０，０００本以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害される箇所について行う。更新完了まで必要な回数を行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
受光伐	後継樹の生育の支障となる樹木の伐採や枝払い等を行う。
芽かき	ぼう芽更新による場合、自然条件、前生樹種発生状況を考慮して行う。

ウ その他天然更新の方法

伐採後の造林を天然更新とした場合には、確実な更新を図るために、適時に更新状況を確認し、早期に更新の完了が見込まれない森林については、天然更新補助作業等の実施を検討するものとする。天然更新が困難な森林については、早急な更新を図るために、植栽によるものとする。

なお、天然更新完了の確認を行うに当たっては、茨城県天然更新完了基準を準用するものとする。

茨城県天然更新完了基準

・伐採跡地の天然更新の完了は、次の項目をすべて満たした場合とする。

項 目		天然更新完了基準
後継樹の状況	後継樹の樹高	1 m以上かつ草丈以上
	後継樹の密度	1 ha 当たり 3, 0 0 0 本以上
	その他	ササ類や草本類の繁茂などにより更新を阻害されるおそれがない。

(注) この表は、茨城県天然更新完了基準の一部である。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

水戸那珂地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森

林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に、その基準を定める。具体的には同通知の（解説編）の3の3-2の4における設定例（現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林）を基本とする。

- (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

- ア 人工造林の場合
1の(1)による。
- イ 天然更新の場合
2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとし、後継樹の密度を1ha当たり3,000本以上の本数となるよう更新する。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、別表1に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとする。

なお、間伐は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実と認められる範囲内で実施するものとする。

別表 1

樹 種	施業体系	植栽 本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)				標準的な方法	
			初回	2 回目	3 回目	4 回目		
ス ギ	一般中径材 生産	2,500 ～ 3,000	15～ 25	20～ 35	25～ 40	—	平均樹高約 11m、平均胸高直径約 13cm で初回間伐を実施し、本数間伐率約 20～25% 程度で 3 回実施する。主伐時本数は約 1,200～1,500 本程度となる。 中庸の密度管理を行う。	標準伐期齢以上の森林は 15 年に 1 回、標準伐期齢未満の森林は 10 年に 1 回の間伐を実施する。
	一般大径材 生産		15～ 25	20～ 30	30～ 40	40～ 55	平均樹高約 11m 平均胸高直径約 13cm で初回間伐を実施し、成長初期は肥大成長をおさえるよう弱度の間伐(本数間伐率約 20～25%) で密度を保ち第 2 回目以降やや強い間伐(30～35%)で樹木を疎立させる。主伐時本数は約 600～700 本程度となる。	
	良質材生産		15～ 30	20～ 35	—	—	10.5cm 角以上で長さ 3m 以上の無節芯持柱材を生産目標とし、樹幹が通直完満で断面が正円に近い木を対象とし、平均樹高約 11 m 平均胸高直径 13cm で初回間伐を実施し、中庸より高い密度(本数間伐率 25～30%)を保つように間伐を実施する。主伐時本数は約 2,000 本程度となる。	
ヒノキ	一般材生産	2,500 ～ 3,000	20～ 30	25～ 40	35～ 50	—	平均樹高約 11m 平均胸高直径約 15cm で、初回間伐を実施し、やや高い密度(本数間伐率 30～35%)を保てるように 3 回間伐実施する。主伐本数は約 700～800 本程度となる。	標準伐期齢以上の森林は 15 年に 1 回、標準伐期齢未満の森林は 10 年に 1 回の間伐を実施する。

(注) 造林木の保育・間伐作業は、造林木の生産を促進し、森林の早期造成を図ること及び林分の健全性並びに材木の利用価値を高めるために行うものである。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施年齢・回数															
		年 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
下刈り	スギ	1	1	1	1	1	1	1									
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1									
つる 切り	スギ							1				1					
	ヒノキ							1				1					
除伐	スギ								1				1				
	ヒノキ								1				1				
枝打ち	スギ						1			1			1			1	
	ヒノキ							1			1			1			1

保育の種類	樹種	実施年齢・回数						備 考
		年 17	18	19	20	21	22	
下刈り	スギ							雑草木類の繁茂状況に応じて適期に造林後、毎年1回以上行うものとする。下刈りの終期はおおむね7年生とし、材木の生育状況・雑草木類の繁茂に応じて適正に行うものとする。 状況に応じて下刈り回数の削減や実施期間の短縮に努めるものとする。
	ヒノキ							
つる 切り	スギ							つる類の繁茂状況に応じて行うものとする。
	ヒノキ							
除伐	スギ							除伐の対象木は材木の生育に支障となる広葉樹、かん木類及び形質不良木とする。
	ヒノキ							
枝打ち	スギ		1					経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮する。
	ヒノキ			1			1	

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該地区内における施業の方法

(1) 水源かん養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源かん養機能の評価区分が高い森林など、水源かん養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、当該森林の伐期齢の下限について樹種及び地域ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢を定めるものとする。森林の区域については、別表2により定めるものとする。

地 域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他広葉樹
全 域	50年	55年	45年	25年	25年

(2) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

「森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成28年法律第44号）」に規定する保健機能森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

イ 森林施業の方法

憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

また、保健文化機能の高度発揮を図るため、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

森林の区域については別表2により定めるものとする。

2 木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材等生産機能の維持増進を図る森林を別表1により定めるものとする。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

3 その他必要な事項

該当なし

別表1

区 分	森林の区域 林 班	面積 (ha)
水源のかん養の機能の維持増進を図るため森林施業を推進すべき森林	4～9・31～36・40・62～66・ 84・85・88・99・117～121・ 125・128・133・144・145・ 147・151・156・157・160・ 162・166・176・186・216・ 217・229	1885.94ha
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	区域の設定なし	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	区域の設定なし	
保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	139、 136・137・140の一部、 227～230の一部 (別表3のとおり)	170.56ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～9・15～73・77・78・ 80～106・111・112・ 117～119・137～140・ 150～166・172～182・209・ 210・220・227～245	7080.60ha

木材の生産機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林のうち、特に 効率的な施業が可能な森林	区域の設定なし	
--	---------	--

別表 2

施業の方法		森林の区域（林班）	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		4～9・31～36・40・ 62～66・84・85・ 88・99・117～121・ 125・128・133・144 ・145・147・151・ 156・157・160・162 ・166・176・186・ 216・217・229	1885.94ha
長伐期施業を推進すべき森林		区域の設定なし	
複層林施業を推 進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択 伐によるものを除く)	区域の設定なし	
	択伐による複層林施業を推進 すべき森林	139、136・137・140の 一部、227～230の一部 (別表3のとおり)	170.56ha
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		区域の設定なし	

別表 3

位置	林班	小班
佐白山	136	1～9・12～17・21・22・142・156・157・159～163・165・ 169・170・174
	137	166～173
	139	全小班
	140	15・17・18・21・26～47・51～54・61～66・69・71～73・ 75～106・108～111・113～116・118～120・122～126・ 129～134・136～138・140～143・145～156・159・168・ 170・192～200
愛宕山	227	28～36・44・45・49・51～53・55～60・68・70・74～76・ 86・110・116・118
	228	34・35・45・47・48・53～69・71・73・74・77・78・97・

		98・144・145・147～150
	229	17・28～34・42・43・49～53・55～67・82・84・88・104
	230	9・10・13・15・43～45・49～51

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

笠間市における民有林は大部分が小面積であることから、森林経営は零細なものであるが、民有林のうち約半数がスギ・ヒノキの人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、森林施業を計画的・重点的に行うため、森林所有者の意向・森林組合等林業経営体の状況・市場の動向を適確に把握する体制を整備し、相互の情報提供と活用を図ることにより、森林施業の受委託の一層の推進を図る。

また、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図るため、森林経営の受託や林地共同化の推進により、森林経営の規模拡大を推進する。

本市では、森林の経営の受委託による森林の経営の規模の拡大と、市内の適正な森林整備のモデルとするため、市有林について、意欲と能力のある林業経営体と長期間一括的に経営受委託することを検討している。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期施業受委託の方法など、森林経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、林地台帳等を活用した森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合等民間経営体に対して長期施業受委託の実施を支援する。

また、不在村森林所有者についても、森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに、施業委託の働きかけを積極的に行う。

施業の受委託に当たっては、森林施業が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営の受委託契約においては、計画期間内において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権と立木の処分権が付与されるようにすること等委託事項を適切に設定することに留意するほか、計画の実行・管理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、林産物販売に係る収支と森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定するよう留意すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することが出来ない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から市が経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、適切な森林の経営管理を推進する。

5 その他必要な事項
該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

適切な森林整備を推進するため、施業実施協定の参加を働き掛けるとともに、その他森林施業の共同化の促進に努めるものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、森林作業道の整備、境界の明確化など効果の見込まれる施業について重点的に共同化を図ることとし、共同化の推進に当たっては林業経営体と連携することとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、共同して森林施業を実施しようとする者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にするよう留意すること。

4 その他必要な事項
該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとし、繰り返しの間伐等継続的な施業が必要な育成単層林施業及び育成複層林施業の対象地にあつては、林道と継続的な使用に供する作業道等の適切な組み合わせによる林内路網の整備を推進する。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系作業システム	35以上	75以上	110以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系作業システム	25以上	60以上	85以上
	架線系作業システム	25以上	—	25以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系作業システム	15以上	45 〈35〉 以上	60 〈50〉 以上
	架線系作業システム	15以上	5 〈—〉 以上	20 〈15〉 以上
急峻地 (35° ～)	架線系作業システム	5以上	—	5以上

(注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。

2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械に

より林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。

- 3「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

区域の設定なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として茨城県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	(延長及び 箇所数)	(利用区域 面積)	前半5ヵ年の 計画箇所	対図 番号
拡張	自動車道 (改良)		232林班	難台線	1箇所	124ha	あり	①

ウ 基幹路網の維持管理に関する留意点

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）を基本として茨城県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市における林業従事者は、個人の場合、小規模零細かつ農業や木材製造業、建設業など他産業との兼業者がほとんどであり、高齢化と後継者不足で管理されない森林が増え、林業のみで生計を維持することは困難である。

このため、森林資源の成熟に伴い、間伐や道づくりを効率的に行える人材を育成し、段階的かつ体系的な研修の実施により林業就業者のキャリア形成を支援する。林業に従事する者の養成及び確保を図るため、雇用の長期化・安定化と社会保険への加入促進等による就業条件の改善、経営体の安全管理体制の強化による労働安全衛生の確保に努める。

ア 人材の育成・確保

茨城県や公益社団法人茨城県森林・林業協会等関係機関と協力し、新規的林業就業者や専門知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図る。

また、地域おこし協力隊制度を活用し、林業の魅力発信及び啓発活動を行いながら次世代的林業従事者の確保を担う人材の育成に努める。

イ 林業経営体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業経営体における森林整備事業の掘り起こしや経営の多角化・高度化を促進するとともに、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化を図り、地域の中核となる森林組合の育成に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

伐期を迎えた森林資源の増加に対する生産供給体制の合理化を図るため、併せて、林業就労者の減少及び高齢化に対応するためには、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低減が不可欠であり、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入を促進し、安全性の確保及び生産コストの低減を推進する。

具体的には、従来のチェーンソーによる伐倒、ハーベスタによる造材、フォワーダによる集材を組み合わせた作業システムに加え、プロセッサ、ハーベスタ等による伐倒・造材や、ロングリーチグラブプルによる集材を行うシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図る。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
伐 倒		チェーンソー ハーベスタ	チェーンソー ハーベスタ

造 材		チェーンソー ハーベスタ	チェーンソー ハーベスタ プロセッサ
集 材		グラップル付きバックホウ フォワーダ	グラップル付きバックホウ フォワーダ ロングリーチグラップル
造 林	地拵え 下 刈	チェーンソー 刈払機 グラップル付きバックホウ	チェーンソー 刈払機 グラップル付きバックホウ ロングリーチグラップル

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

該当なし

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

近年、ニホンジカを目撃例があることから、関係機関からの情報収集及び共有化に努め、必要な措置を講じることとする。

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見、早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとする。

なお、病虫害まん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うものとする。

また、近年、本市においてもカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害が拡大しており、今後の被害拡大防止のため監視を徹底し、適切な防除を推進する。

(2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合等林業経営体、森林所有者等の連携による被害監視から防除実行までの地域の体制づくりを推進するものとする。

気象災害については、凍害等の発生を回避するための指導に努めるものとする。

また、風害・干害、病虫害等から森林を守るため、県及び研究機関等の指導・協力を得ながらその防除に努めることとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

ウサギ、ノネズミによる幼齢木の被害については、森林保全巡視員等によるパトロールを徹底し、早期発見及び早期防除に努める。

3 林野火災の予防の方法

山火事等による森林被害を防止するため、林内歩道の整備を図りつつ、山火事警防等を適時適切に実施する。また、地域への入込み者に対して森林保護の啓発に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のため、火入れを実施する場合は、笠間市火入れに関する条例（平成18年3月19日条例第136号）に基づき笠間市長あてに申請し、許可が必要となる。

5 その他必要な事項

（1）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
区域の設定なし	

（2）その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積（ha）					
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他
佐白山	136の一部 137の一部 139の全部 140の一部	86.2	35.92	50.11	0.00	0.02	0.15
愛宕山	227の一部 228の一部 229の一部 230の一部	84.36	65.38	18.98	0.00	0.00	0.00

※森林の所在についてはⅡの第4の1の（2）別表3のとおり

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
伐 採	択伐を原則とする。
造 林	伐採後は速やかに、植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。
植 栽	植栽は、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮する。
保 育	当該森林は、利用者が快適に散策を行える快適な林内照度を維持するため、間伐・除伐等の保育を積極的に行うものとする。
そ の 他	原則として自然の推移に委ねることとする。 但し、良好な景観・風致及び森林環境を維持するため、周囲の植生や気候、地勢といった自然条件に配慮しつつ、最小限の天然施業を展開することとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

森 林 保 健 施 設	維持運営に当たっての留意事項
遊歩道、作業道、林内広場、野鳥観察施設、林内作業所、示道標識、駐車場、	森林保健施設の機能維持のため、適切に維持、修繕、運営等を行う。

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高 (m)
ス ギ	1 6
ヒノキ	1 5
その他	1 2

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画に定めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び

IIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
福原稲田	1～27	1,210.52ha
北山	28～59、72～74	1,412.13ha
飯田石寺	60～71、75、76、79～88	806.62ha
大橋福田	89～116	1,036.59ha
池野辺	117～134	447.46ha
笠間	77、78、135～141	306.26ha
南山	142～171	1,292.77ha
小原市原	172～182、198、208～210	657.15ha
矢野下南小泉	197、199～207	299.62ha
湯崎柏井	183～196	213.13ha
押辺安居	211～219	206.94ha
泉下郷	220～228、244、245	366.71ha
上郷	229～243	862.77ha
計	1～245	9,118.67ha

2 生活環境の整備に関する事項

U I J ターン者などが地域に定住しやすくするため、林業部門での地域おこし協力隊の募集等定住促進のための事業を推進し、仕事と生活環境の安定を支援する。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

市産材等を利用した木造住宅建築への支援等により、地域材利用を推進するとともに、地域振興を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林ボランティアの協力や市民参加型の森林再生活動を通して、森林の総合利用を推進していく。

(1) 施設の名称 あたご天狗の森

(2) 位 置 笠間市泉地内

(3) 規 模 施設面積10ha、多目的スペース、案内所、飲食スペース、宿泊施設16棟、野外ステージ、遊歩道、各種遊具、展望広場。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)		将 来		対 図 番 号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
あたご天狗の森	愛宕山	10ha	愛宕山	10ha	②

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

近年、森林や緑に対する住民の関心は高まりをみせつつあり、森林環境教育・健康づくりの場として、幅広い森林利用を推進するとともに、地域活動による森林の保全整備や緑の募金への協力などの取組を推進していく。

緑の募金活動等の緑化運動の展開により普及啓発を図るとともに、体験研修や森林ボランティア活動についての受け入れに関する情報の提供等を通じて住民参加の森林づくりを推進していく。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

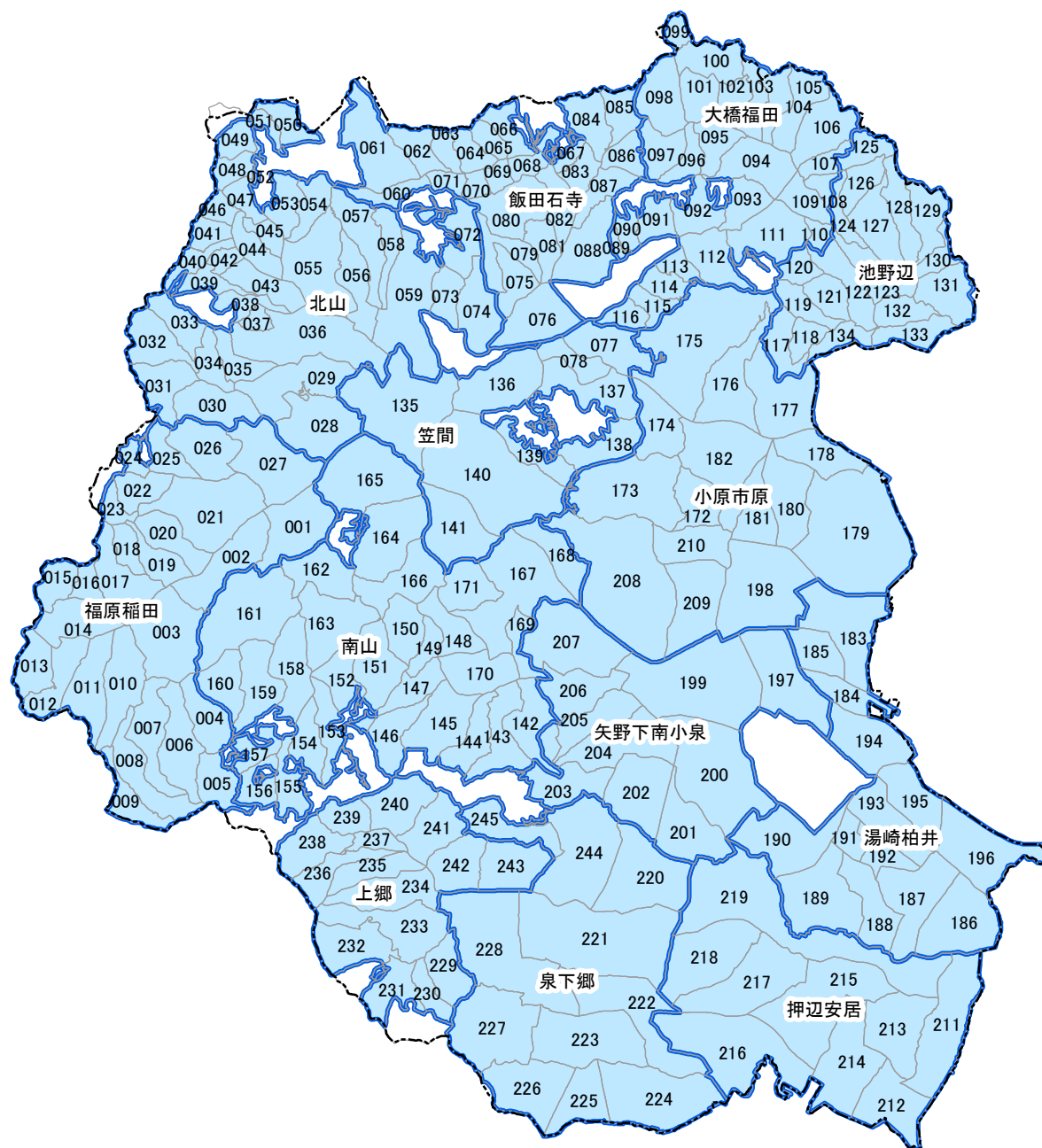
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者から森林の経営管理の意向を調査し、森林所有者自らが森林経営を実行できない場合には市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に経営管理権を付与し、林業経営に適さない森林については市が自ら経営管理を行う。

7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を行わなければならない。

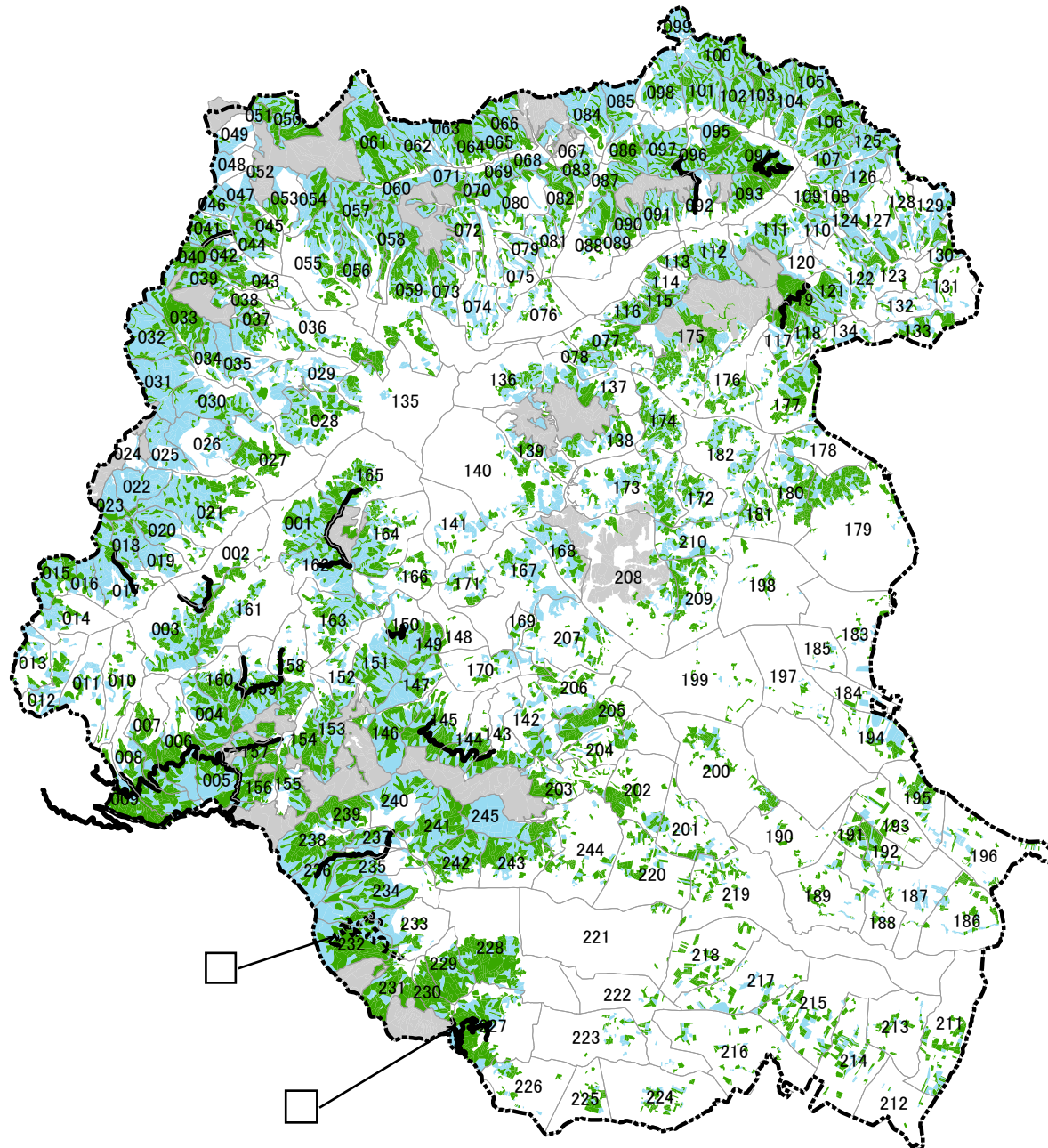
笠間市森林整備計画概要図 【森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域】



凡例

- 市町村界
- 林班
- 区域名
- 区域

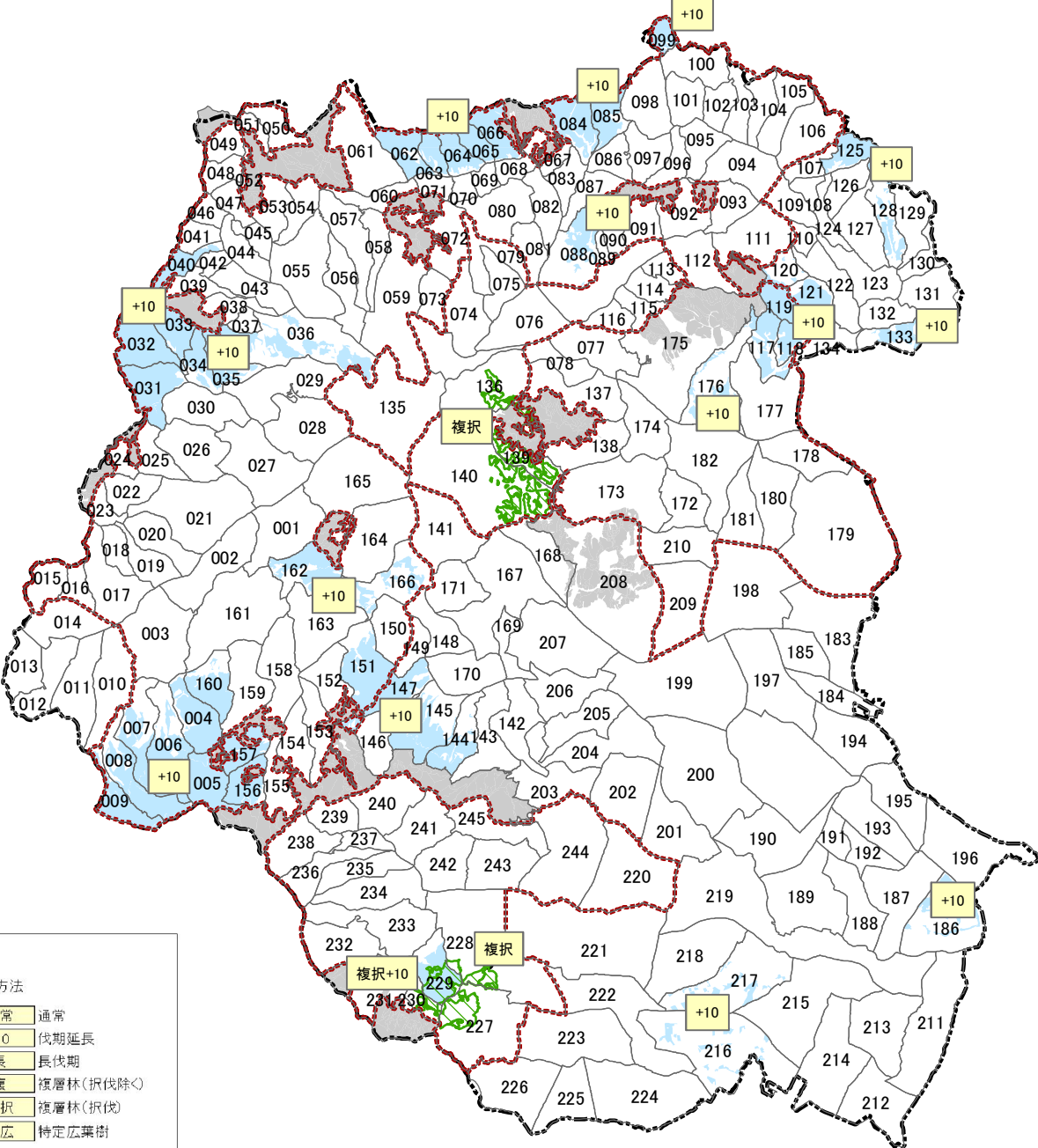
笠間市森林整備計画概要図【森林資源状況】



凡例

- 市町村界
- 林班
- 国有林
- 小班(人工林)
- 小班(その他)
- 林道(既設)
- 林道(計画)

笠間市森林整備計画概要図【公益的機能別施業森林等】



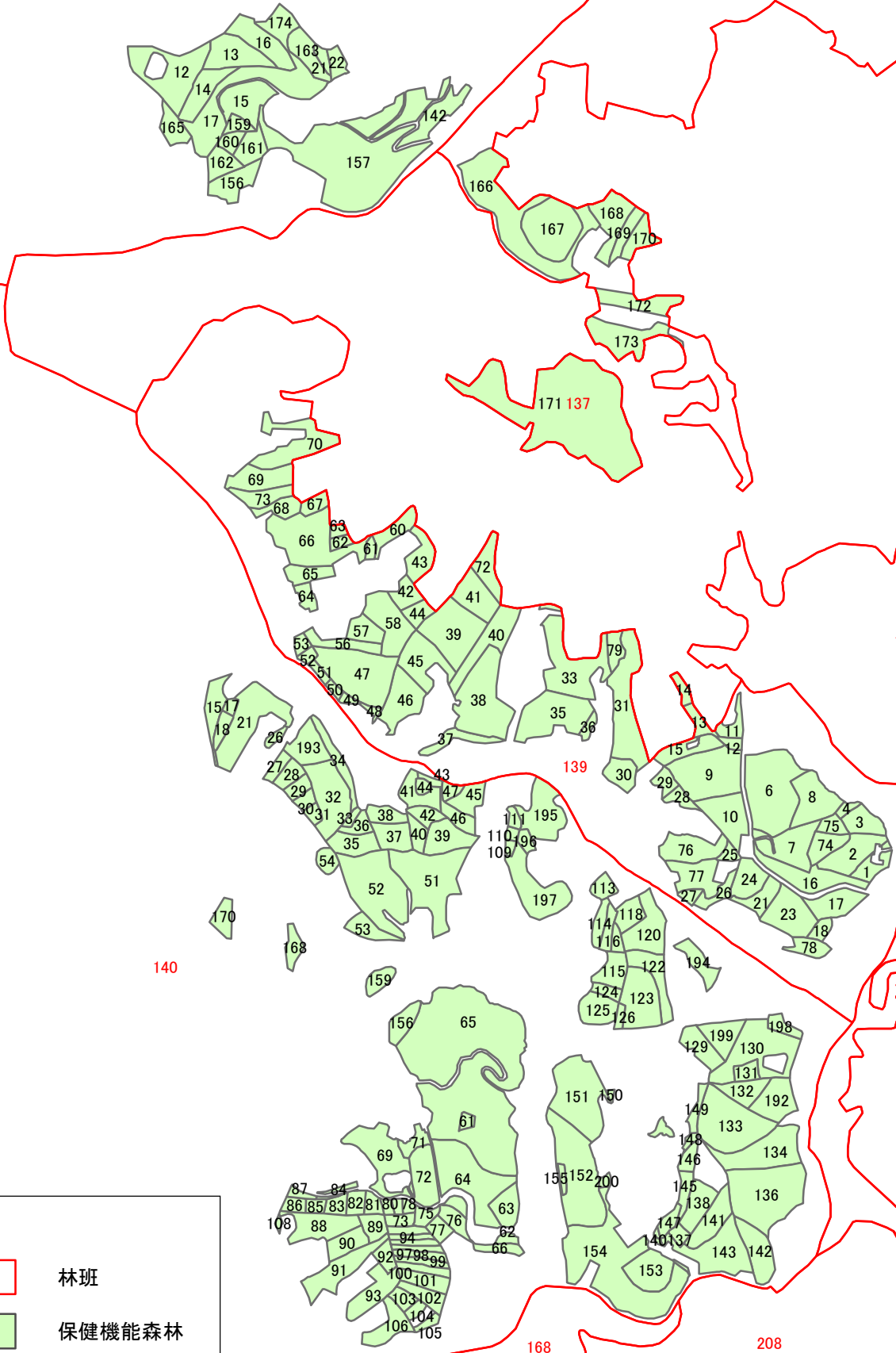
凡例	
	林班
	国有林
公益的機能別施業森林等	
	水源涵養
	土地災害
	快適環境
	保健文化
	木材生産
施業方法	
	通常
	+10 伐期延長
	長 長伐期
	複 複層林(択伐除<)
	複択 複層林(択伐)
	特広 特定広葉樹

笠間市 保健機能森林の区域(1)



137

136



138

139

140

173

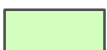
168

208

凡例



林班



保健機能森林

笠間市 保健機能森林の区域(2)

